

感染症の種類と療養期間

- ・コロナウィルス：発症日を0日として5日尚且つ症状が軽快してから+1日

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
乳幼児	発症後 4日目に 軽快した 場合	発症 				軽快 	24時間 	登園 OK 	
	発症後 5日目に 軽快した 場合	発症 					軽快 	24時間 	登園 OK

- ・インフルエンザ：発症日を0日として5日尚且つ解熱日を含めた4日

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
乳幼児	発症後 2日目に 解熱した 場合	発症 		解熱 1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK 	
	発症後 3日目に 解熱した 場合	発症 			解熱 1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 	

- ・ノロウィルス：発症日を0日として5日尚且つ症状が軽快してから+1日
- ・百日咳：咳が消失して症状が軽快した後1日 or 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・麻疹（はしか）：解熱日を含めた4日
- ・マイコプラズマ：医師に感染のリスクがないと診断されるまで or 症状が良好になるまで
- ・アデノウィルス（プール熱・はやり目）：症状が軽快してから+2日
- ・おたふくかぜ：発症日を0日として5日+症状が良好になるまで
- ・熱性けいれん：解熱後48時間をご家庭で注意観察が必要なため、解熱日を含めた3日間
- ・みずぼうそう：水疱がかさぶたになるまで
- ・突発性発疹：解熱するまでお休みをしてください
医師から登園の許可が出た場合は発疹がある状態でも登園可能です
- ・風疹：発熱等で受診後、風疹と診断された場合は解熱するまでお休みをしてください
発疹がなくなれば登園可能です
- ・ヘルパンギーナ：発熱等で受診後、ヘルパンギーナと診断された場合は解熱するまでお休みをしてください
※口腔内の痛みによって食事を取ることが困難な場合はお休みをしてください
- ・溶連菌：抗生物質の治療を開始してから24時間
※但し軽快しなかった場合は、軽快をした次の日から登園可能です
- ・手足口病：発症日を0日として5日間（水疱や赤みがある場合）
※水疱や赤みが落ち着いた場合は、発症から5日以内であっても登園可能です
※手足口かどうかの診断ができないため受診をお願いします
※口腔内の痛みによって食事を取ることが困難な場合はお休みをしてください
- ・りんご病：発疹が出る約1週間前は感染力が強く、発疹後は感染リスクが低いですが受診をお願いします
医師から登園の許可が出た場合は発疹がある状態でも登園可能です
- ・RSウィルス：発熱等で受診後、RSウィルスと診断された場合は解熱するまでお休みをしてください

Q. 家族が感染症に感染している場合、登園は可能でしょうか？

A. 令和7年度までは、本人が感染症に感染をしていない場合であっても、家族が感染をしている場合は登園不可でしたが、令和8年度からは、本人が健康な状態であれば登園を可に変更いたします。
※送迎者が感染をしている場合は登園不可です。

Q. 発熱、嘔吐、下痢等の症状があった場合、翌日は登園できますか？

A. 令和7年度までは、発熱、嘔吐、下痢等の症状があった場合、翌日は1日お休みをお願いしていましたが、翌日の朝、熱もなく、食欲もあり、元気な状態であれば登園を可に変更いたします。
※ただし、登園後に体調を崩す場合も多いので、お迎えの連絡をさせていただく可能性が高いことをご了承ください。
※必ず受診はしてください。

Q. 兄姉の学校またはクラスが学級閉鎖になった場合、弟妹は登園可能でしょうか？

A. 登園可能です。

Q. 発熱後、熱が下がった場合は、親の自己判断で登園は可能ですか？

A. 発熱をした場合は、感染症かどうかの判断ができないため受診をしてください。尚、必ず受診後の結果を園に連絡をしてから登園してください。

Q. 発熱は何度からでしょうか？

A. 本園では37.5°を超える場合にお迎えをお願いしています。

Q. 園で薬は飲ませてもらえますか？

A. 園には医師がいないため、法律により薬の投与ができません。
※生命維持にかかる場合はご相談ください。

Q. 病院から処方された薬を飲み切らないと登園できないですか？

A. 健康な状態であれば薬を飲み切らなくても登園可能です。
※療養期間中・出席停止期間中は登園不可です

Q. 手足口病は水疱や赤みがある場合、感染のリスクはないですか？

水疱や赤みがあっても登園をしてしまっても良いのでしょうか？

A. 園医の助言によりますと、感染のリスクはあるとのこと。しかし、手足口病は完全に治るまでに数週間かかり、その間休みをとるといのは現実的ではないため、病院ではその子が元気で登園ができる状態であれば登園許可をだしているとのこと。
そのため本園では、最も感染力が高い急性期（発症から約5日）はお休みをお願いしています。

Q. インフルエンザ等の発症日についてですが、発熱をする前に咳などの症状があった場合、病院によっては咳などの症状が出始めた日を発症日と診断される場合があります。その場合の対応について教えてください。

A. (咳等の症状が出始めた日からお休みをしていた場合)

病院の診断通り症状が出始めた日が発症日となり出席停止扱いとなります

(咳等の症状が出始めて数日登園をした場合)

登園をしている期間は出席停止扱いにはならないため、最後に登園をした日（降園後）を発症日とします